

○電波法関係審査基準（平成13年 1月 6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線は改正箇所を示す。）

改正案	現行										
<p>別紙 2 (第 5 条関係)無線局の目的別審査基準 第 1 ～ 4 (略) 第 5 放送関係 1 放送事業用 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 800MHz 帯(770MHz を超え 806MHz 以下)、<u>1.2GHz 帯 (1,240MHz を超え 1,300MHz 以下)、2.3GHz 帯 (2,330MHz を超え 2,370MHz 以下)</u>、6GHz 帯(5,850MHz を超え 5,925MHz 以下)、6.4GHz 帯(6,425MHz を超え 6,570MHz 以下)、7GHz 帯(6,870MHz を超え 7,125MHz 以下)、10GHz 帯(10.25GHz を超え 10.45GHz 以下)、10.5GHz 帯(10.55GHz を超え 10.68GHz 以下)、13GHz 帯(12.95GHz を超え 13.25GHz 以下)、42GHz 帯(41GHz を超え 42GHz 以下)、<u>55GHz 帯(54.27GHz を超え 55.27GHz 以下)</u>及び <u>120GHz 帯(116GHz を超え 134GHz 以下)</u>の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)</p> <p>ア 適用の範囲 この審査基準は下表に示す周波数の電波を使用するテレビジョン放送番組素材の中継用の陸上移動局又は携帯局(以下「陸上移動局等」という。)に適用する。</p> <table border="1" data-bbox="266 1099 1050 1339"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th> <th>周波数帯の呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>770MHz を超え 806MHz 以下</td> <td>800MHz 帯</td> </tr> <tr> <td><u>1,240MHz を超</u></td> <td><u>1.2GHz 帯</u></td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	周波数帯の呼称	770MHz を超え 806MHz 以下	800MHz 帯	<u>1,240MHz を超</u>	<u>1.2GHz 帯</u>	<p>別紙 2 (第 5 条関係)無線局の目的別審査基準 第 1 ～ 4 (略) 第 5 放送関係 1 放送事業用 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) 800MHz 帯(770MHz を超え 806MHz 以下)、6GHz 帯(5,850MHz を超え 5,925MHz 以下)、6.4GHz 帯(6,425MHz を超え 6,570MHz 以下)、7GHz 帯(6,870MHz を超え 7,125MHz 以下)、10GHz 帯(10.25GHz を超え 10.45GHz 以下)、10.5GHz 帯(10.55GHz を超え 10.68GHz 以下)、13GHz 帯(12.95GHz を超え 13.25GHz 以下)、42GHz 帯(41GHz を超え 42GHz 以下)及び <u>55GHz 帯(54.27GHz を超え 55.27GHz 以下)</u>の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)</p> <p>ア 適用の範囲 この審査基準は下表に示す周波数の電波を使用するテレビジョン放送番組素材の中継用の陸上移動局又は携帯局(以下「陸上移動局等」という。)に適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1099 1917 1339"> <thead> <tr> <th>周波数帯</th> <th>周波数帯の呼称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>770MHz を超え 806MHz 以下</td> <td>800MHz 帯</td> </tr> </tbody> </table>	周波数帯	周波数帯の呼称	770MHz を超え 806MHz 以下	800MHz 帯
周波数帯	周波数帯の呼称										
770MHz を超え 806MHz 以下	800MHz 帯										
<u>1,240MHz を超</u>	<u>1.2GHz 帯</u>										
周波数帯	周波数帯の呼称										
770MHz を超え 806MHz 以下	800MHz 帯										

え 1,300MHz 以下		
2,330MHz を超え 2,370MHz 以下	2.3GHz 帯	
5.850GHz を超え 5.925GHz 以下	B バンド	マイクロ波帯
6.425GHz を超え 6.570GHz 以下	C バンド	
6.870GHz を超え 7.125GHz 以下	D バンド	
10.25GHz を超え 10.45GHz 以下	E バンド	
10.55GHz を超え 10.68GHz 以下	F バンド	
12.95GHz を超え 13.25GHz 以下	G バンド	
41GHz を超え 42GHz 以下	42GHz 帯	

5.850GHz を超え 5.925GHz 以下	B バンド	マイクロ波帯
6.425GHz を超え 6.570GHz 以下	C バンド	
6.870GHz を超え 7.125GHz 以下	D バンド	
10.25GHz を超え 10.45GHz 以下	E バンド	
10.55GHz を超え 10.68GHz 以下	F バンド	
12.95GHz を超え 13.25GHz 以下	G バンド	
41GHz を超え 42GHz 以下	42GHz 帯	

54.27GHz を超え 55.27GHz 以下	55GHz 帯
<u>116GHz を超え 134GHz 以下</u>	<u>120GHz 帯</u>

(ア) マイクロ波帯の周波数の電波を使用するものであって、64QAM、32QAM、16QAM 及び QPSK の変調方式を「シングルキャリア方式」という。

(イ) 1.2GHz 帯、2.3GHz 帯及びマイクロ波帯の周波数の電波を使用するものであって、変調方式が OFDM であるものうち、占有周波数帯幅 8.5MHz を超え 17.5MHz 以下で素材伝送を行うモードを「フルモード」、占有周波数帯幅 8.5MHz 以下で素材伝送を行うモードを「ハーフモード」という。

イ 移動範囲

陸上移動局等の移動範囲は、次の基準の範囲内であること。

(ア) 陸上移動局の移動範囲は全国とし、携帯局（120GHz 帯の周波数に係るものを除く。）の移動範囲は全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空とする。ただし、県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う協会外基幹放送事業者等所属の陸上移動局等の周波数（1.2GHz 帯、2.3GHz 帯及び 120GHz 帯の周波数を除く。）の指定に当たっては、「この周波数の使用は、放送対象地域以外の地域においては、同一周波数帯を使用する他の放送事業用無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」旨の附款を付して認めることとする。

(イ) (ア)の規定によるほか、地域周波数利用計画策定基準一覧表において使用区域が制限されている周波数を使用する陸上移動局等の移動範囲は、当該制限区域を除く地域であ

54.27GHz を超え 55.27GHz 以下	55GHz 帯
--------------------------	---------

(ア) マイクロ波帯の周波数の電波を使用するものであって、64QAM、32QAM、16QAM 及び QPSK の変調方式を「シングルキャリア方式」という。

(イ) マイクロ波帯の周波数の電波を使用するものであって、変調方式が OFDM であるものうち、占有周波数帯幅 8.5MHz を超え 17.5MHz 以下で素材伝送を行うモードを「フルモード」、占有周波数帯幅 8.5MHz 以下で素材伝送を行うモードを「ハーフモード」という。

イ 移動範囲

陸上移動局等の移動範囲は、次の基準の範囲内であること。

(ア) 日本放送協会所属の陸上移動局等の移動範囲は、全国とする。

(イ) 県域又は広域を放送対象地域とする放送を行う協会外基幹放送事業者等所属の陸上移動局等の移動範囲は全国とする。この場合、免許人の放送対象地域以外の地域におい

ること。ただし、制限範囲が異なる指定周波数が複数ある場合の移動範囲は、当該周波数ごとに制限区域に係る附款を付すこと。

(ウ) 臨時に無線局を開設する場合等特にその必要性があると認められる場合は、(ア)及び(イ)によらないことができる。

ウ 無線設備の工事設計

(ア) 送受信装置等

A 変調方式別の伝送容量は次の表のとおりであること。

周波数帯	変調方式	伝送容量	備考
800MHz帯	OFDM	16.2Mbps以下	
1.2GHz帯 2.3GHz帯	OFDM(注1)	105Mbps以下(注2)	フルモード
		51Mbps以下(注2)	ハーフモード
マイクロ波帯	64QAM(注3)	81Mbps以下(注4)	
	OFDM(注5)	105Mbps以下	フルモード

ては、他の無線局の運用に妨害を与えないこと。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定によるほか、地域周波数利用計画策定一覧表において使用区域が制限されている周波数を使用する陸上移動局等の移動範囲は、当該制限区域を除く地域であること。ただし、制限範囲が異なる指定周波数が複数ある場合の移動範囲は、当該周波数ごとに制限区域に係る附款を付すこと。

(エ) 臨時に無線局を開設する場合等特にその必要性があると認められる場合は、(ア)から(ウ)までによらないことができる。

ウ 無線設備の工事設計

(ア) 送受信装置等

A 変調方式別の伝送容量は次の表のとおりであること。

周波数帯	変調方式	伝送容量	備考
800MHz帯	OFDM	16.2Mbps以下	
マイクロ波帯	64QAM(注1)	81Mbps以下(注3)	
	OFDM(注2)	105Mbps以下	フルモード

		下	
		51Mbps 以下	ハーフモード

(注 1) 各キャリアの変調方式は 32QAM 方式又は 16QAM 方式とする。ただし、64QAM、8PSK、QPSK、DQPSK、BPSK 及び DBPSK の各方式を備えることができる。

(注 2) 伝送容量は、各空中線端子における伝送容量とする。

(注 3) 64QAM 方式のほか、32QAM、16QAM 及び QPSK の各方式を備えることができる。64QAM 方式以外の方式は、伝搬路状況等により回線断を生じる可能性がある場合に使用することができる。

(注 4) 内訳は、映像信号 52Mbps、音声及び制御信号 3.24Mbps とするが、伝送する情報の内容により変更することができる。

(注 5) 各キャリアの変調方式は 64QAM 方式とする。ただし、32QAM、16QAM、QPSK、DQPSK、BPSK 及び DBPSK の各方式を備えることができる。また、移動伝送のみ使用する装置については、16QAM のみとすることができる。

B シングルキャリア方式のクロック周波数は、次の表に示す値以下であること。

周波数帯	クロック周波数(MHz)
マイクロ波帯	13.5

		51Mbps 以下	ハーフモード
--	--	-----------	--------

(注 1) 64QAM 方式のほか、32QAM、16QAM 及び QPSK の各方式を備えることも可とする。64QAM 方式以外の方式は、伝搬路状況等により回線断を生じる可能性がある場合に使用することができる。

(注 2) 各キャリアの変調方式は 64QAM 方式とする。ただし、32QAM、16QAM、QPSK、DQPSK、BPSK 及び DBPSK の各方式を備えることも可とし、また、移動伝送のみ使用する装置については、16QAM のみとすることができる。

(注 3) 内訳は、映像信号 52Mbps、音声及び制御信号 3.24Mbps とするが、伝送する情報の内容により変更することができる。

B シングルキャリア方式のクロック周波数は、次の表に示す値以下であること。

周波数帯	クロック周波数(MHz)
マイクロ波帯	13.5

C 等価雑音帯域幅は次の表に示す値以下であること。

周波数帯	等価雑音帯域幅 (MHz)	備考
800MHz 帯	9	
<u>1.2GHz 帯</u> <u>2.3GHz 帯</u>	<u>17.5</u>	<u>フルモード</u>
	<u>8.5</u>	<u>ハーフモード</u>
マイクロ波帯	15.5	シングルキャリア 方式
	17.5	フルモード
	8.5	ハーフモード

D 雑音指数は次の表に示す値以下であること。

周波数帯	雑音指数(dB)
800MHz 帯	6
<u>1.2GHz 帯</u> <u>2.3GHz 帯</u> B~F バンド	4
G バンド	5

E 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯については、以下によること

(a) 送受信は、シンセサイザー方式等により、周波数の変更に対応できる機能を有していること。

C 等価雑音帯域幅は次の表に示す値以下であること。

周波数帯	等価雑音帯域幅 (MHz)	備考
800MHz 帯	9	
マイクロ波帯	15.5	シングルキャリア 方式
	17.5	フルモード
	8.5	ハーフモード

D 雑音指数は次の表に示す値以下であること。

周波数帯	雑音指数(dB)
800MHz 帯	6
B~F バンド	4
G バンド	5

(b) 送信出力の電力スペクトルは、別紙(7)―1 に示す送信スペクトル分布を超えないものであること。

(c) 誤り訂正機能を有していること。

**F** マイクロ波帯については、以下によること。

(a) 送受信は、シンセサイザー方式等により、周波数の変更に対応できる機能を有していること。

(b) 送信出力の電力スペクトルは、別紙(7)―1 に示す側波帯分布を超えないものであること。

(c) 受信機のろ波器は、別紙(7)―2 に示す特性を満足すること。

(d) 送受信装置(変調方式が、OFDM のものを除く。)の総合の伝送特性はロールオフ率が 0.3 以下であること。

(e) 復調方式は、同期検波方式を基本とする。

(f) 自動等化器による波形歪補償機能を有していること。

(g) 誤り訂正機能を有していること。

(オ) 中継方式

マイクロ波帯において複数段中継を行なう場合には、原則として TS 信号中継方式(再生デジタル信号中継方式：受信装置の再生出力を送信機に入力する方式)であること。ただし、TS 信号中継方式によることが使用条件等により困難と認められる場合には、回線全体で所要の回線品質を満足する範囲において、IF 信号中継方式や直接中継方式を用いることができる。

エ 周波数等

(ア) 周波数等の指定は地域周波数利用計画策定基準一覧表によるほか、下記によるものとする。

A 800MHz 帯

地域周波数利用計画策定基準一覧表に掲げる 4 波を共用し、割当てに当たっては、周波数を共用する免許人間で

**E** マイクロ波帯については、以下によること。

(a) 送受信は、シンセサイザー方式等により、周波数の変更に対応できる機能を有していること。

(b) 送信出力の電力スペクトルは、別紙(7)―1 に示す側波帯分布を超えないものであること。

(c) 受信機のろ波器は、別紙(7)―2 に示す特性を満足すること。

(d) 送受信装置(変調方式が、OFDM のものを除く。)の総合の伝送特性はロールオフ率が 0.3 以下であること。

(e) 復調方式は、同期検波方式を基本とする。

(f) 自動等化器による波形歪補償機能を有していること。

(g) 誤り訂正機能を有していること。

(オ) 中継方式

マイクロ波帯において複数段中継を行なう場合には、原則として TS 信号中継方式(再生デジタル信号中継方式：受信装置の再生出力を送信機に入力する方式)であること。ただし、TS 信号中継方式によることが使用条件等により困難と認められる場合には、回線全体で所要の回線品質を満足する範囲において、IF 信号中継方式や直接中継方式を用いることができる。

エ 周波数等

(ア) 周波数等の指定は地域周波数利用計画策定基準一覧表によるほか、下記によるものとする。

A 800MHz 帯

(a) 地域周波数利用計画策定基準一覧表に掲げる 4 波を共用し、割当てに当たっては、周波数を共用する免許

の運用調整等により混信等の問題が生じないことの確認がとれていること。

#### B 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯

(a) 地域周波数利用計画策定基準一覧表に掲げる周波数を、他の免許人の番組素材中継を行う無線局と共用し、割当てに当たっては、周波数を共用する免許人間での運用調整等により混信等の問題が生じないことの確認がとれていること。

(b) 1.2GHz 帯については、混信保護のため、同一周波数帯を使用する他の特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局との混信防止のための運用調整に関する資料が提出されていること。

#### C マイクロ波帯

(a) 既にアナログ方式で周波数の指定を受けている免許人については、アナログ方式からデジタル方式への移行であることにかんがみ、現在、割り当てられているチャンネルと同一周波数を割り当てる。ただし、現に割り当てを受けているチャンネルが(9)放送事業用の固定業務及び移動業務に対する SHF 帯周波数の割当て方針に規定する固定業務用チャンネルである場合は、原則として移動業務用チャンネルから移行先の周波数を選定し割り当てる。

(b) 各基幹放送事業者等の移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)に対して割り当てる周波数の数は、(5)ク(ウ)B の表(「800MHz 帯」及び「42GHz 帯」

人間での運用調整等により混信等の問題が生じないことの確認がとれていること。

(b) 当面、一部の免許人のみはその運用を予定している場合で、関係免許人間の自主的な協議がされない場合においては、後発の申請があったときに関係免許人間において誠意をもって運用調整が行われるものであること。

#### B マイクロ波帯

(a) 既にアナログ方式で周波数の指定を受けている免許人については、アナログ方式からデジタル方式への移行であることにかんがみ、現在、割り当てられているチャンネルと同一周波数を割り当てる。ただし、現に割り当てを受けているチャンネルが(9)放送事業用の固定業務及び移動業務に対する SHF 帯周波数の割当て方針に規定する固定業務用チャンネルである場合は、原則として移動業務用チャンネルから移行先の周波数を選定し割り当てる。

(b) 各基幹放送事業者等の移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)に対して割り当てる周波数の数は、(5)ク(ウ)B の表(「800MHz 帯」及び「42GHz 帯」

欄を除く。)のとおりとする。

**D 120GHz 帯**

(a) 地域周波数利用計画策定基準一覧表に掲げる周波数を、他の免許人の放送事業用無線局と共用すること。なお、割当てに当たっては、周波数を共用する免許人間での運用調整等により混信等の問題が生じないことの確認が取れていること。

(b) 当面、一部の免許人のみはその運用を予定している場合で、関係免許人間の自主的な協議がされない場合においては、後発の申請があったときに関係免許人間において誠意をもって運用調整が行われるものであること。

(c) 周波数の指定に当たっては、「105GHz から 116GHz までの周波数を受信するものとして法第 56 条第 1 項に規定する指定を受けた電波天文業務の用に供する受信設備の見通し範囲内 10km 未満又は見通し範囲外 500m 未満の範囲で運用する場合には、当該受信設備の運用に支障を与えないよう当該受信設備の設置者と運用調整を行うこと。」及び「123GHz から 134GHz までの周波数を受信するものとして法第 56 条第 1 項に規定する指定を受けた電波天文業務の用に供する受信設備の見通し範囲内 60km 未満又は見通し範囲外 20km 未満の範囲で運用する場合には、当該受信設備の運用に支障を与えないよう当該受信設備の設置者と運用調整を行うこと。」とする旨の附款を付すこと。

(イ) 占有周波数帯幅の許容値は、次の表に定める値以下とする。

A 800MHz 帯、1.2GHz 帯、2.3GHz 帯及びマイクロ波帯

周波数帯	占有周波数帯幅の	備考
------	----------	----

欄を除く。)のとおりとする。

(イ) 占有周波数帯幅の許容値は、次の表に定める値以下とする。

A 800MHz 帯及びマイクロ波帯

周波数帯	占有周波数帯幅の	備考
------	----------	----

	許容値(MHz)	
800MHz 帯	8.5	
<u>1.2GHz 帯</u> <u>2.3GHz 帯</u>	<u>17.5</u>	<u>フルモード</u>
	<u>8.5</u>	<u>ハーフモード</u>
マイクロ波帯	15.5	シングルキャリア 方式
	17.5	フルモード
	8.5	ハーフモード

B 42GHz 帯及び 55GHz 帯

チャンネル間隔等	電波の型式	占有周波数帯幅の 許容値(MHz)
62.5MHz	X7W	60
	D7W 又は G7W	54
125MHz	X7W	112
	D7W 又は G7W	106
500MHz	D7W 又は G7W	425
中心周波数が 41.5GHz 又は 54.77GHz のも	D7W 又は G7W	841

	許容値(MHz)	
800MHz 帯	8.5	
マイクロ波帯	15.5	シングルキャリア 方式
	17.5	フルモード
	8.5	ハーフモード

B 42GHz 帯及び 55GHz 帯

チャンネル間隔等	電波の型式	占有周波数帯幅の 許容値(MHz)
62.5MHz	X7W	60
	D7W 又は G7W	54
125MHz	X7W	112
	D7W 又は G7W	106
500MHz	D7W 又は G7W	425
中心周波数が 41.5GHz 又は 54.77GHz のも	D7W 又は G7W	841

の		
---	--	--

C 120GHz 帯

周波数帯	占有周波数帯幅の許容値(GHz)
<u>120GHz</u> 帯	<u>17.5</u>

(ウ) 空中線電力は、次の表に定める値以下とし、かつ、A から C までの基準によること。

周波数帯		最大空中線電力(W)	備考
800MHz 帯		5	
<u>1.2GHz</u> 帯		<u>25</u> (注)	<u>フルモード</u>
		<u>12.5</u> (注)	<u>ハーフモード</u>
<u>2.3GHz</u> 帯		<u>40</u> (注)	<u>フルモード</u>
		<u>20</u> (注)	<u>ハーフモード</u>
マイクロ波帯	10.60 ～ 10.68GHz	0.5	シングルキャリア方式
	上記以外	0.5(1.5)	
	10.60 ～ 10.68GHz	0.2(0.5)	フルモード
	上記以外	0.2(5)	

の		
---	--	--

(ウ) 空中線電力は、次の表に定める値以下とし、かつ A から C までの基準によること。

周波数帯		最大空中線電力(W)	備考
800MHz 帯		5	
マイクロ波帯	10.60 ～ 10.68GHz	0.5	シングルキャリア方式
	上記以外	0.5(1.5)	
	10.60 ～ 10.68GHz	0.2(0.5)	フルモード
	上記以外	0.2(5)	

	10.60 ~ 10.68GHz	0.1(0.25)	ハーフモード
	上記以外	0.1(2.5)	
42GHz 帯	1		
55GHz 帯			
120GHz 帯			

注 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置を使用する場合には、各空中線端子における値の総和が表の値以下となること。

- A マイクロ波帯においては、運用しようとする地域において、事前に隣接チャンネルでアナログ方式のものが同時に運用されないことなど、関係免許人間の運用調整等により混信等の問題が生じないことの確認ができる場合に限り、括弧内の空中線電力を指定できるものとし、この場合には「この空中線電力の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」等の付款を付すものとする。
- B マイクロ波帯の標準的な受信電力は、変調方式がシングルキャリア方式の場合は-61dBm、OFDM の場合は-55dBm とする。
- C 運用にあたっては、受信側の入力電力が適切な値となるよう、最大空中線電力の範囲内で必要最小限の電力で運用すること。

オ 等価等方輻電力の制限

静止衛星軌道に対する等価等方輻射電力は、それぞれ次の表に定める値を超えないこと。

	10.60 ~ 10.68GHz	0.1(0.25)	ハーフモード
	上記以外	0.1(2.5)	
42GHz 帯	1		
55GHz 帯			

- A マイクロ波帯においては、運用しようとする地域において、事前に隣接チャンネルでアナログ方式のものが同時に運用されないことなど、関係免許人間の運用調整等により混信等の問題が生じないことの確認ができる場合に限り、括弧内の空中線電力を指定できるものとし、この場合には「この空中線電力の使用は、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る。」等の付款を付すものとする。
- B マイクロ波帯の標準的な受信電力は、変調方式がシングルキャリア方式の場合は-61dBm、OFDM の場合は-55dBm とする。
- C 運用にあたっては、受信側の入力電力が適切な値となるよう、最大空中線電力の範囲内で必要最小限の電力で運用すること。

オ 等価等方輻射電力の制限

静止衛星軌道に対する等価等方輻射電力は、それぞれ次の表に定める値を超えないこと。

周波数帯	等価等方輻射電力の制限
B～D バンド	最大輻射方向と対地静止衛星軌道との離角が 2 度以内の場合には、等価等方輻射電力が 35dBW 以下とする。
G バンド	最大輻射方向と対地静止衛星軌道との離角が 1.5 度以内の場合には、等価等方輻射電力が 45dBW 以下とする。

カ 伝送の質

マイクロ波帯の各周波数帯ごとに、標準的な回線距離における所要の回線品質を下表のとおり定める。

周波数帯	標準的な回線距離	回線品質
B～D バンド	50km	フェージングによる年間回線瞬断率 0.5%以下
E 及び F バンド	7km	降雨による年間回線不稼働率 0.00125%以下

キ 混信妨害の審査は、別紙 1 第 3 の 16 の基準によること。

ク 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、別添 7 の基準によるものとする。

なお、この場合において、通信の相手方については運用協

周波数帯	等価等方輻射電力の制限
B～D バンド	最大輻射方向と対地静止衛星軌道との離角が 2 度以内の場合には、等価等方輻射電力が 35dBW 以下とする。
G バンド	最大輻射方向と対地静止衛星軌道との離角が 1.5 度以内の場合には、等価等方輻射電力が 45dBW 以下とする。

カ 伝送の質

マイクロ波帯の各周波数帯ごとに、標準的な回線距離における所要の回線品質を下表のとおり定める。

周波数帯	標準的な回線距離	回線品質
B～D バンド	50km	フェージングによる年間回線瞬断率 0.5%以下
E 及び F バンド	7km	降雨による年間回線不稼働率 0.00125%以下

キ 混信妨害の審査は、別紙 1 第 3 の 16 の基準によること。

ク 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、別添 7 の基準によるものとする。

なお、この場合において、通信の相手方については運用協

定を締結した異免許人所属の受信設備のように記載されているものを含むものとする。

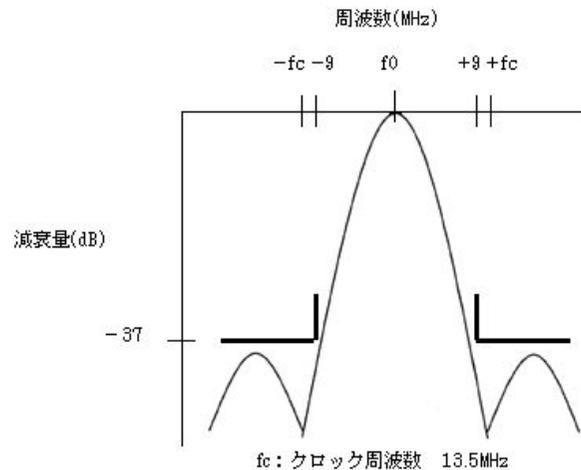
また、航空機に搭載され、主として飛行中に運用される携帯局において異免許人間通信を行おうとする場合は、申請者が希望する範囲内かつ、必要と認められる異免許人間通信に必要な周波数の数を指定できるものとし、エ(ア)C(b)の規定は適用しない。ただし、この場合において、追加された周波数については「この周波数の使用は、運用協定を締結した異免許人の放送対象地域及びその上空に限る。」等の付款を付すものとする。

ケ 災害等発生時の一時的な措置

(7)で規定する無線局は、災害発生時等において放送番組中継を早急かつ臨時に行う必要がある場合は、一時的に放送番組中継を行うことができるものとする。

別紙(7)―1 送信スペクトル特性

1 シングルキャリア方式



定を締結した異免許人所属の受信設備のように記載されているものを含むものとする。

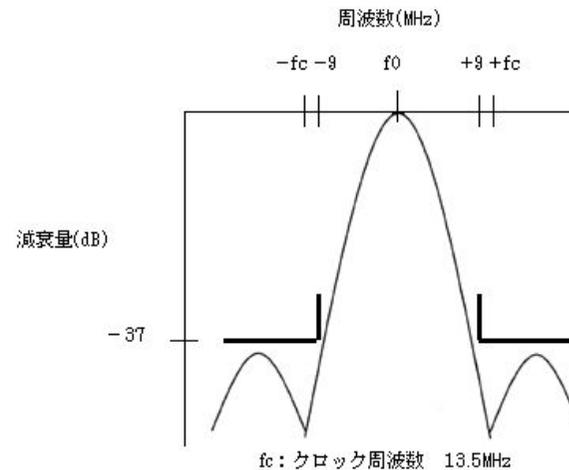
また、航空機に搭載され、主として飛行中に運用される携帯局において異免許人間通信を行おうとする場合は、申請者が希望する範囲内かつ、必要と認められる異免許人間通信に必要な周波数の数を指定できるものとし、エ(ア)B(b)の規定は適用しない。ただし、この場合において、追加された周波数については「この周波数の使用は、運用協定を締結した異免許人の放送対象地域及びその上空に限る。」等の付款を付すものとする。

ケ 災害等発生時の一時的な措置

(7)で規定する無線局は、災害発生時等において放送番組中継を早急かつ臨時に行う必要がある場合は、一時的に放送番組中継を行うことができるものとする。

別紙(7)―1 送信スペクトル特性

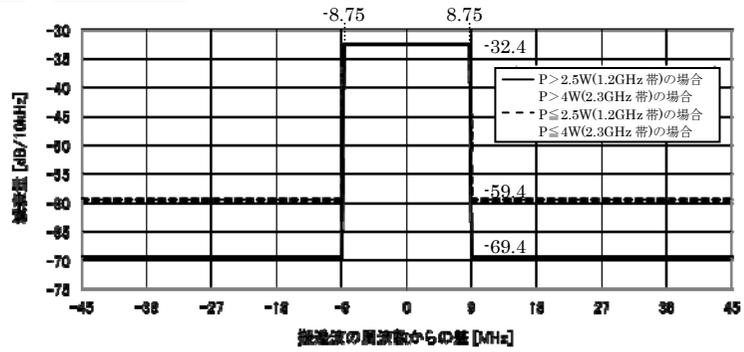
1 シングルキャリア方式



## 2 OFDM 方式

### (1) 1.2GHz 帯及び 2.3GHz 帯

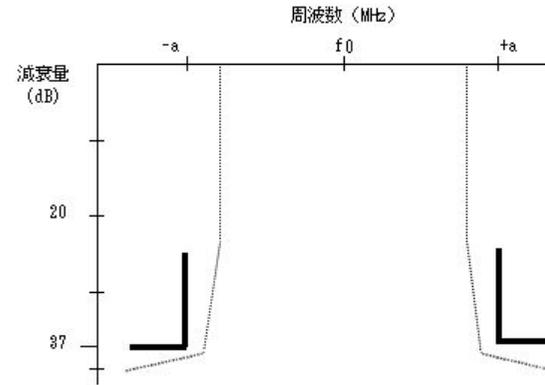
#### ア フルモード



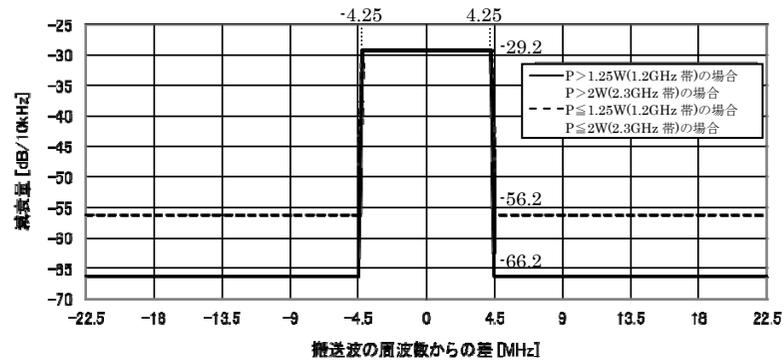
周波数帯	搬送波の周波数からの差 (MHz)	平均電力 P からの減衰量 (dB/10kHz)	
1.2GHz 帯	±8.75		-32.4
	±9	$P \leq 2.5W$	-59.4
		$P > 2.5W$	-69.4
2.3GHz 帯	±8.75		-32.4
	±9	$P \leq 4W$	-59.4
		$P > 4W$	-69.4

#### イ ハーフモード

## 2 OFDM 方式

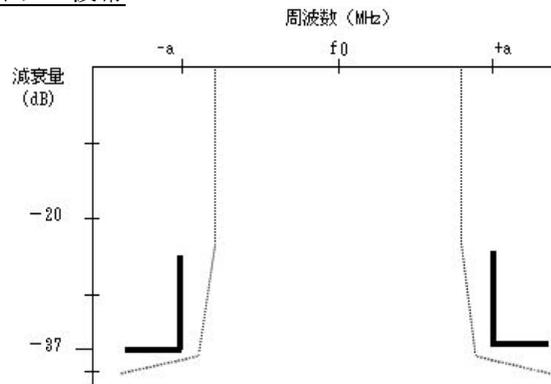


- ・フルモード :  $a = 9 \text{ MHz}$
- ・ハーフモード :  $a = 4.5 \text{ MHz}$



周波数帯	搬送波の周波数からの差 (MHz)	平均電力 P からの減衰量 (dB/10kHz)	
1.2GHz 帯	±4.25	-29.2	
	±4.5	$P \leq 1.25W$	-56.2
		$P > 1.25W$	-66.2
2.3GHz 帯	±4.25	-29.2	
	±4.5	$P \leq 2W$	-56.2
		$P > 2W$	-66.2

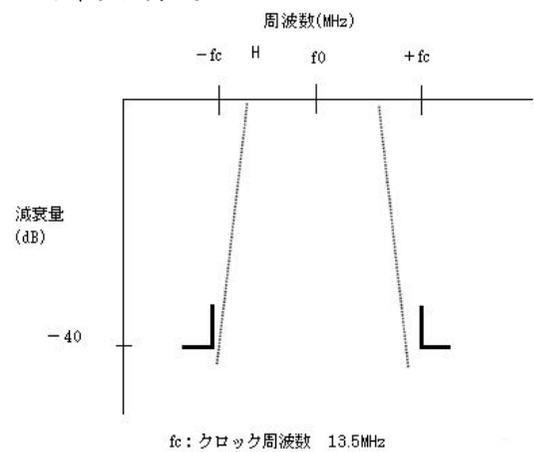
(2) マイクロ波帯



- ・フルモード : a= 9 MHz
- ・ハーフモード : a=4.5MHz

別紙(7)―2 受信ろ波器特性

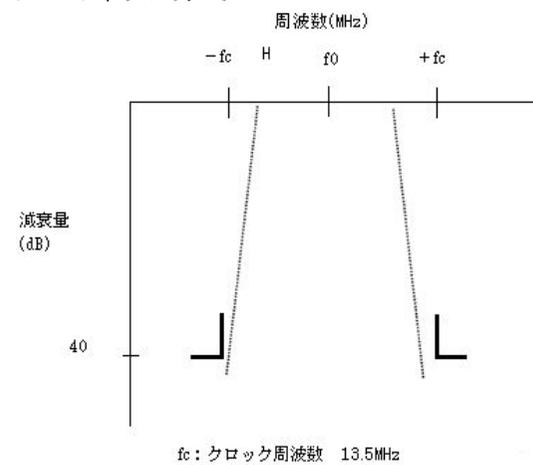
1 シングルキャリア方式



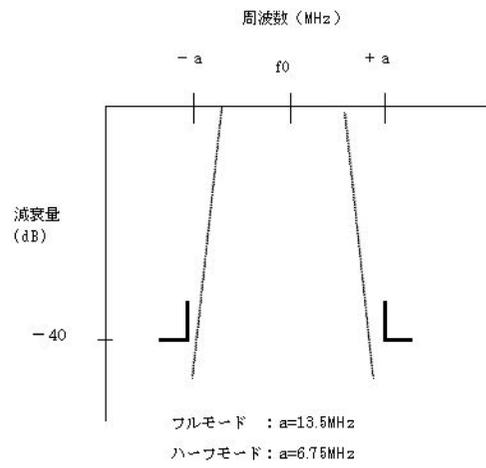
2 OFDM 方式

別紙(7)―2 受信ろ波器特性

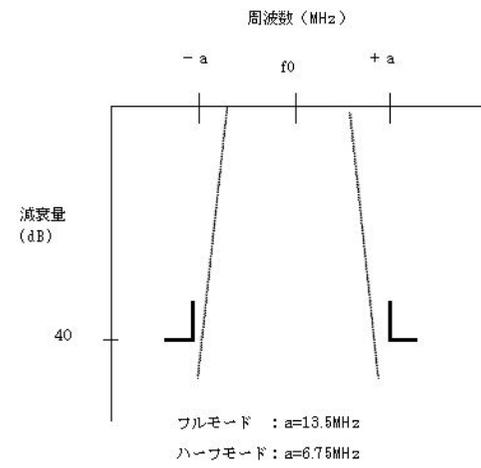
1 シングルキャリア方式



2 OFDM 方式



(8)・(9) (略)  
2 ~ 9 (略)



(8)・(9) (略)  
2 ~ 9 (略)